

討 論

第4回定例会で討論のあった主な議案についてその概要をお知らせします。

■平成24年度八潮市一般会計補正予算（第4号）

反対討論（市民と市政をつなぐ会）

この予算には、平成24年度から平成29年度までの八條図書館・八條公民館指定管理料として、限度額4億26万3千円の債務負担行為補正が設定されている。公立図書館の管理運営は、地方自治法第244条の2第3項では「指定管理者制度は、公

の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入すること」とや「選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家が確保されているか」などが国から指摘されているが、急ぐあまり、選定委員会を条例でなく要綱で設置したため、外部の専門家を入れた場合、違法になる恐れがあるとの指摘に、当初の外部専門家の活用は見送られ、内部の職員のみを選定委員会としてしまった。

図書館・公民館のような施設への導入は、市のビジョンに基づく市の要求水準を示し、その上で民間のノウハウを使って住民サービスの一層の向上を図るというのが本来のあり方だ。要求水準が高ければ管理料は当然

高くなる。しかし、要求水準書も出さず、「導入ありき」の市の進め方は、結果として市民サービスの低下につながるのではないかと不安が残る。まずは図書館ビジョンを作成し、そのビジョンを達成するために、指定管理が最適となった場合には、条例設置の外部の専門家を入れた選定委員会で検討すべきだ。

よって、導入は時期尚早と考え、反対する。また、同様な理由から、議案第107号についても反対する。

また、指定管理者の選定基準設定にあたっては、「当該施設

賛成討論（民政クラブ）

今回の補正予算を見ますと、主なものとして、歳入では、扶助費の増加見込みに伴う生活保護費負担金の増額や、交通環境整備事業の実施に伴う社会資本整備総合交付金の予算化など、収入の見込み等を的確に捉えるとともに、時宜を得た適切な予算措置がなされていると考えま

す。一方、歳出についてですが、民生費では、交通環境整備事業（ゾーン30）の実施に伴う道路標示等設置工事費が予算化されるなど、市民生活の安全・安心につながる経費について適切に予算措置されていると考えております。

土木費では、国土交通省が施工する新堀排水機場改築工事に係る負担金が予算化され、排水能力の向上により浸水被害の軽減がより一層図られるものと考えております。

教育費では、小・中学校の学級数の増加に伴う消耗品費の増額や、潮止中学校駐輪場増築工事に係る設計業務委託料が予算化されるなど、教育環境の整備につながるものと考えております。

また、債務負担行為では、「八條図書館・八條公民館指定管理料」が追加されるなど、適

切に予算措置されていると考えております。

以上、今回の補正予算の内容については、近年の市財政を取り巻く厳しい状況のもとで、健全な運営をにらんだ適切な措置がなされ、また、市民の利便性向上と緊急かつ重要な課題に素早く対応するための予算が措置されており、大いに評価するものであります。

よって、本議案に対し、賛成の意を表し、討論といたします。

■八潮市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

反対討論（市民と市政をつなぐ会）

提案理由では、いわゆる「一括法の施行による公営住宅法の一部改正等に伴うもの」とされた。先の一般質問答弁では、「この改革は、従来の国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民としてみずからの暮らす

地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく地域主権の考えは大変重要」。一括法による「基礎自治体への権限移譲」と『義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大』によって大きな前進が図られた。（中略）本市も、実情に応じた施策を推進し、市民生活の向上

につながるよう、引き続き取り組んでまいりたい」とあった。

しかし、提案されたものは、国の「参酌すべき基準」にもかかわらず、条例案は国と全く同じ内容で、地域主権改革の意義が反映されていない。

また、これを機に、条例の名称を「市営住宅設置及び管理に関する条例」から、「住宅条例」へと変え、条例の目的や趣旨に市の住宅政策の方向性や姿勢を打ち出している自治体もあるが、市の条例では、第1条

「この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。」と

従来通りで、「従来の政令を参酌すべき基準として改正するもので、本市独自の規定を盛り込む内容ではないため、条例の目的は、改正せずに従来通りとした」との答弁があった。だが、従来の政令基準と同じでも今後

は市が独自に判断し決めた基準となり、従来のように国から押し付けられた基準ではない。早急に一括法の趣旨に沿った条例名と目的に変更すべきと考え反対する。

賛成討論（民政クラブ）

本市の市営住宅につきまして

は、公営住宅法の「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。」という目的に従い、5団地14棟134戸が整備されていると伺っております。

このような中、平成23年5月に、いわゆる第1次一括法が公布され、公営住宅の整備基準や入居収入基準が地域の実情に応じた条例により設定することを規定した公営住宅法及び同施行令が一部改正されました。

この公営住宅法及び同施行令の改正によりまして、国土交通省令で定める基準を参酌して、市が地域の独自の基準を条例で定めることとなったため、条例の一部を改正する条例案が上程されたものでございます。

その内容を見ますと、新たに市営住宅及び共同施設を整備する際の基準につきましては、国土交通省令で位置付けられております「改正公営住宅等整備基準」を参酌すべき基準としております。

また、入居者の資格としての収入の上限額につきましては、従来の政令を参酌すべき基準とした改正でございます。

本議案は、策定に当たり、他自治体の動向や入居者の状況も十分考慮したものであり、評価できるものでございます。

よって、本議案について、賛成の意を表し、討論といたします。